

近世後期における播州飾万津の発展

——飾万津・室津干鯛商い争論の考察を中心として——

三 浦 俊 明

はじめに

近年の近世都市研究は、巨大城下町としての江戸や大坂を対象としながらそれぞれの都市内部に展開する部分社会の存在形態に注目し、その社会を編成している磁極的要素の解明に重点が置かれているように思う。その結果、磁極の一要素である市場社会を構成している問屋・仲買・小売りといった諸集団の性格や身分上の相違点⁽¹⁾、あるいはこれらの諸集団と町との関係⁽²⁾、さらには市場そのものの構造⁽³⁾が究明されている。小稿もこの市場社会に関連する湊町を考察するのだが、その構造を明らかにするのではなく、湊町が経済発展等にどう対応したのかといったその動態的側面を考察する⁽⁴⁾。検討の素材は播州姫路藩の外港であった湊町飾万津と同室津との間で発生した干鯛商い争論である。

一 飾万津・室津干鯛商い争論の経過

現、姫路市飾磨区の藤田家の文書中に袋綴じと仮綴じの竖帳が四冊ある。その内の三冊には安政六年（一八五九）・文久二年（一八六二）四月下旬より・元治二年（一八六四）正月といったそれぞれの年月を記し、「御用日記」という表題もある。しかしここで取り上げる一〇一丁からなる仮綴の竖帳の表紙にはなにも記載されていないが、その内容は、右の節題に示した争論（主として弘化四年から嘉永元年にかけての争論）の経過を相互に取り交わした文書と共に詳細に書き留めたものである⁵⁾。以下この帳面を争論関係文書と略記する。この争論の展開過程を右に述べた争論関係文書を中心にみていくと①問屋と仲買、それらと町政機構の関係②湛保（船繫場）構築と商業活動との関係といった問題を考察することができる。そこでこの節では、争論経過の要点を示したうえで、①の問題を考察し、次節で②の問題を取り上げることにする。それによって「はじめに」で記した湊町飾万津の発展の要因も究明できるであろう。まず争論の簡単な経過を示すが、その際、文頭に付した○◎☆といった印は、それぞれの事実の主体を表しており、○は室津◎は飾万津☆は姫路藩町方役所のことである。

文政五年（一八二二）十二月

○飾万津への干鯛入船商いに対して、室津が姫路藩の町方役所へ嘆願書を提出す。室津は姫路藩に上納金を納めて「干鯛市売御免之場所」⁶⁾となっていた。

◎飾万津干鯛問屋十三軒が町方役所へ返答書を提出す。

○飾万津の干鯛問屋は仲買へ知らせ干鯛等の振市をしていると訴う。

◎飾万津では、干鯛市売は往古からのことなので、それを継続させて欲しいと嘆願す。

天保十一年（一八四〇）十月

☆姫路藩町方役所は灘方枝川への商い船の入船を差留とするが、飾万津への入津と干鯛の市売は従来通り許可す。

○室津の間屋・仲買共は飾万津への入船干鯛市売の差留を嘆願す。

☆姫路藩町方役所はこれを聞き入れ、飾万津への入船干鯛市売を差留める。

◎これに対して飾万津干鯛仲買十一名・同問屋職七名は差留の解除を嘆願す。

弘化四年（一八四七）十月二四日

○室津と高砂から、飾万津の干鯛入船商いが障害になっていると姫路藩町方役所へ嘆願す。

☆姫路藩町方役所は、再度飾万津の干鯛入船商いを差留める。

弘化四年十月二七日

☆姫路藩町方役所は、飾万津町惣代岡上彦大夫・同藤田祐右衛門と宇根源右衛門を呼び出し、事情を聴取すると共に往古からの慣例を記して提出するよう命ず。

弘化四年十一月二日

◎飾万津干鯛仲買十一名・同問屋職二〇名および田町・下英加町・東堀町の各年寄兼町中惣代六名が連名の返答書を姫路藩町方役所へ提出す。

弘化四年十一月

○室津は、飾万津の岡上彦大夫方が今月の五・六の両日に広島仁方浦（現、呉市）の宮力丸清次から干鯛を買取つて水揚げをしたと、姫路藩町方役所へ訴う。

◎岡上彦大夫は干鯛商いの差留中を守り、商いはしていない旨を弁明す。

○室津は、飾万津須加町の藤田祐右衛門が豊後佐伯（現、大分県佐伯市）の長次郎船から干鯛五〇俵を水揚して売

買をしたと姫路藩町方役所へ訴う。

弘化四年十一月七日

◎姫路藩町奉行から室津と対談するようにと指示される。そこで飾万津は十一月十一日に室津の佐野屋助次右衛門以下五名と交渉をする。

弘化四年十一月十六日

◎飾万津干鯛仲買十一名・同問屋職二〇名および田町・下英加町・東堀町の各年寄兼町中惣代六名が連名の再嘆願書を姫路藩町方役所へ提出す。「御年貢相養候肥手」となっている干鯛を兵庫・大坂・室津で仕入れていたのは、たとえば豊後佐伯産干鯛一俵の購入価格を飾万津でのそれと比較してみると、室津では銀二匁五分五厘、兵庫では銀三匁三分八厘のそれぞれ高値となると弁明す。

☆姫路藩町方役所は飾万津に対しては「身上之者」を取扱人として再度室津側と対談をするように命ず。

◎飾万津では姫路城下の高原次兵衛と同俵町の山野長兵衛に取扱人を依頼す。高原氏は飾万津が室津に対して運上金と礼金を出すという条件をもって室津と交渉したが、その間に飾万津が宇和（現、愛媛県東宇和郡）・佐伯地方から積み登せてきた干鯛を売買したために、室津の訴えによって飾万津の問屋・仲買の代表者は処罰された。その後、高原氏は、九月上旬に室津と掛け合った結果、飾万津が室津に対して毎年運上金六五両（室津が毎年姫路藩に納める冥加金の半額分）と礼金三〇〇両を差し出す、という条件で落合い、当面は嘉永元年（一八四八）から同六年に至る六ヶ年間の「為取替一札」とする、という下書を飾万津側に見せたが、飾万津側は納得せず。

嘉永元年（一八四八）九月

◎そこで飾万津町大年寄の岡上彦大夫は、魚（塩魚）問屋・三品（芋・蜜柑・素麺）問屋と、その他の諸品を取り扱っている諸問屋を干鯛問屋へ、魚（塩魚）仲買を干鯛仲買へそれぞれ加入させるので、室津側が望む条件を受

け入れて欲しい旨をそれぞれの問屋と仲買に説得したが承諾せず。

◎飾万津では再度取扱人高原氏が加筆した五ヶ条からなる「為取替一札之事」を、高原氏から室津へ提示した。その内容の第一は、干鯛市売商いはそもそも室津が姫路藩に対して上納金（金一三〇両）を負担することによって「御免之場所」となっていたところへ、飾万津が干鯛入船商いを始めたことから争論になった。そのため「仮法六ヶ年」の間、飾万津は室津の出店と称して商いをし、毎年冥加金六五両を六ヶ年の間、飾万津から室津へ渡すので、室津からそれを上納してもらおう。その他に飾万津は無利息にて札金三〇〇両を室津に差し出す。第二は、六ヶ年の年限中に室津・高砂・飾万津の三ヶ所以外の場所で商い船を引き入れて市売買をする者が発覚し、室津より訴えを起こした場合、高砂・飾万津は室津に同心し、飾万津はその訴訟費用の三分の一を負担する等である。

以上の条件を室津側に提示したところ、当初は難色を示したが、姫路藩町奉行所の介入によって嘉永元年（一八四八）十月になってようやく承知した。

◎飾万津が室津との間で右のような約定を取り交わすことについて、飾万津干鯛問屋惣代・同仲買惣代は、飾万津魚問屋と同三品問屋にも断書を差し入れる。

嘉永元年十月

◎室津との争論が決着したので飾万津の問屋・仲買は相談のうえで以下の規定を定む。その主な点を示すと次のようになる。

1、仮法として嘉永元年（一八四八）から同六年（一八五三）迄の六ヶ年の間、「室津御冥加金」一三〇両の半額金六五両を毎年十一月晦日に室津に渡す。この出銀高は、飾万津での商い高を年間四〇〇貫と見積り、一貫目当り金七歩三朱の口銭の内から金一步をそれに当てる。さらに毎年問屋・仲買の一軒分一ヶ年の株料金二歩

をすべてこれに当て、この両者をもって負担する。

2、礼金三〇〇両は、嶋屋仁兵衛の金一〇〇両を筆頭に他の十二名と共に負担する。

3、飾万津での商い高を年間四〇〇貫と見積り、一貫目当り金七歩三朱の口銭の内から、礼金の利息（飾万津が礼金の利息を室津に支払うということは、礼金三〇〇両はとりあえず飾万津側で預かり、その利息のみを室津へ支払うことになっていたことを意味する）、会所入用、二人の市役の給料、公事申入用銀の借財等を支払う。

4、問屋は干鯛商いの詳細を書面にて会所へ提出する。

5、干鯛商いの不成立によって、干鯛を蔵入れする場合は市役に届けて蔵詰めをする。市役はその内訳を記帳する。

6、口銭七歩三朱の内、問屋と仲買の取り分を差し引いた残金一歩三朱を毎月市役が取り立てて肝煎年番へ渡し、年番からさらに高嶋仁兵衛（仲買惣代）へ預ける。

7、初市は正月二日とす。売物が多分にあるときは四日と六日とし、場合によっては隔日とする。

8、大算用は正月十日、戎講は正月・五月・九月に年番宅にて営み、年間の休日も定む。

9、問屋・仲買にて年番肝煎役二人、月行事二人を勤めているので、万一故障が生じた場合は、まず月行事へ、月行事から肝煎役に相談して処理する。

○室津の惣代等は「為取替対談一札之事」を飾万津町大年寄等へ差し出す。

以上が飾万津と室津の干鯛商い争論の経過である。争論の主たる原因は、前述したように飾万津町の町人達が干鯛商いを主とした商業活動を活発にするために、従来比較的浅瀬のために北前船ないしは西国船などの大型帆船が入津しにくい飾万津を、姫路藩の許可のもとで文化期（十九世紀初頭）ごろから浚渫を重ね、さらにそれらの船の停泊可

能な湛保（船繫場）を構築して干鯛入船商いを活発化したことである⁽⁷⁾。結局この争論は前述したような経過をたどつて嘉永元年（一八四八）十月に六ヶ年の仮法として「為取替一札」を相互に交換してひとまず解決をみた。これにより飾万津は毎年右の冥加金の半額すなわち金六五両と礼金三〇〇両を室津に差し出すことにはなつたが、「飾万津入船干鯛市売」は認められることになつた。その結果、飾万津の間屋・仲買は右の嘉永元年十月の項で示したような規定を定め、その中で会所⁽⁸⁾の役割の明示、市役・肝煎役・月行事を置いて市売りの徹底を期すと同時に戎講による間屋・仲買の結束の強化を計っている。

問屋と仲買の関係と市売りの実態は、この争論関係文書では必ずしも明らかにはできないが、文政五年（一八二二）の争論関係文書中に

此義往古より飾万津ニ而ハ干鯛ハ勿論何ニよらず入船之品手広く取捌申候、尤正徳年中（十八世紀初頭）迄、宮町恵美酒松浜並熊野屋仲左衛門・熊野屋弥三左衛門（干鯛問屋。表1参照）所持の土蔵前を場所と仕、当津ハ不及申近在仲買共江為触知数多市売仕、其後追々浅川ニ相成候ニ付、市売場所ハ相替り候得共浅川相応ニ諸国より干鯛船入津仕売捌申候

という記事がある。これによると干鯛問屋は市立ての場と商品の保管蔵の所持ないしは所有者であつて、市立てをすることによつて他国船が回送してくる干鯛を仲買に仲介し、一方仲買は市場⁽⁹⁾へきて干鯛を購入していたことがわかる⁽¹⁰⁾。つまり問屋とはすでに指摘されているように場所と倉庫の所持者であると同時に「売り」と「買い」の媒介者であるという規定が飾万津の場合にも当てはまる⁽¹¹⁾。

次に干鯛問屋・仲買と飾万津町との関係についてみよう。争論関係文書中にみえる問屋・仲買名と彼等の飾万津町との関係を問屋と仲買ごとにとまとめてみると表1・2のようになる。まず表1によつて干鯛問屋・魚問屋と飾万津町との関係からみてみよう。彼等の所在地は須加町・大町・宮町に多い。これらの町は次に示す「飾万津町略図」をみ

表 1 干鯛問屋他一覧

干鯛問屋（魚問屋他）	町名	町役人	年（西暦）
阿波屋芳兵衛	大		弘化 4（1847）
伊丹屋嘉十郎	須加		弘化 4
伊丹屋嘉十郎			嘉永 1（1848）
伊丹屋嘉助	須加		弘化 4
伊丹屋嘉兵衛	須加		文政 5（1822）
宇根源右衛門	須加		弘化 4
宇根源右衛門（魚問屋）	須加	大年寄	嘉永 1
岡上橘之助（魚問屋）		大年寄	嘉永 1
岡上橘之助（三品問屋）			嘉永 1
岡上彦大夫	大	大年寄	弘化 4
岡上彦大夫（魚問屋）			嘉永 1
岡上彦大夫（問屋惣代）			嘉永 1
岡上彦大夫（問屋惣代）			弘化 4
嘉七郎（町中惣代）	田	年寄	弘化 4
嘉助	栗山	年寄	弘化 4
角屋休兵衛	須加		文政 5
角屋武蔵（三品問屋）			嘉永 1
勘右衛門	大	年寄	文政 5
菊屋源右衛門	須加		文政 5
魚屋栄次郎			嘉永 1
魚屋助右衛門	大		文政 5
魚屋彦大夫			嘉永 1
熊野屋弥三左衛門（三品問屋）			嘉永 1
熊野屋弥三左衛門	宮		文政 5
熊野屋弥三左衛門	宮		弘化 4
熊野屋弥三左衛門	宮		天保 11（1840）
熊野屋弥三左衛門			嘉永 1
熊野屋弥惣左衛門（問屋惣代）			嘉永 1
源十郎（町中惣代）	下英加	年寄	弘化 4
三宅屋庄兵衛	下英加		文政 5
三宅屋藤兵衛（三品問屋）			嘉永 1
三木市郎右衛門（町中惣代）	東堀	年寄	弘化 4

三郎兵衛	上	組頭	天保 11 (1840)
七右衛門	大	年寄	弘化 4 (1847)
七大夫	安田	組頭	天保 11
七大夫	宮	年寄	文政 5 (1822)
七大夫	宮	年寄	弘化 4
七大夫	宮	年寄	天保 11
柴屋源兵衛	須加		弘化 4
庄五郎	栗山	年寄	弘化 4
水田長次郎	大	年寄	文政 5
中右衛門	安田	組頭	弘化 4
中屋五兵衛	須加		文政 5
中屋利兵衛	須加		弘化 4
藤田助三郎	大	年寄	天保 11
藤田助三郎	大	年寄	弘化 4
藤田祐右衛門	須加		弘化 4
藤田祐右衛門 (三品問屋)			嘉永 1 (1848)
藤田祐右衛門 (問屋惣代)			弘化 4
藤田祐右衛門	須加	年寄	嘉永 1
藤田榮次郎	大		天保 11
武一兵衛	細江	組頭	弘化 4
兵七	下英加	年寄	文政 5
平七郎 (町中惣代)	下英加	年寄	弘化 4
平十郎	宮	年寄	文政 5
平田屋久兵衛	須加		弘化 4
明石庄兵衛	須加	年寄	文政 5
明石莊兵衛	須加	年寄	弘化 4
木下屋源吉	大		弘化 4
木下屋源吉			嘉永 1
木三右衛門 (町中惣代)	東堀	年寄	弘化 4
木十郎	上	組頭	弘化 4
弥兵衛	細江	組頭	天保 11
利兵衛 (町中惣代)	田	年寄	弘化 4

表2 干鯛仲買一覧

干鯛仲買 (他)	町名	年	干鯛仲買 (他)	町名	年
花屋彦右衛門		嘉永 1	松屋庄兵衛		嘉永 1
花屋彦右衛門	安田	天保 11	松屋庄兵衛	宮	弘化 4
花屋彦右衛門	安田	弘化 4	松屋藤兵衛	宮	弘化 4
灰屋彦五郎		嘉永 1	松屋藤兵衛		嘉永 1
蒲田屋平兵衛	上	弘化 4	大西次兵衛 (仲買惣代)		嘉永 1
蒲田屋平兵衛		嘉永 1	大西治兵衛	上	弘化 4
蒲田屋平兵衛	大	天保 11	大西治兵衛 (仲買惣代)		弘化 4
亀屋卯兵衛	栗山	弘化 4	大西治兵衛 (仲買惣代)		嘉永 1
亀屋卯兵衛		嘉永 1	大西治兵衛 (仲買惣代)		嘉永 1
魚屋助右衛門		嘉永 1	津田屋甚十郎		嘉永 1
魚屋榮蔵	大	天保 11	嶋屋仁兵衛		嘉永 1
高嶋仁兵衛	細江	天保 11	藤屋玖次郎	大	天保 11
高嶋仁兵衛	細江	弘化 4	藤田助右衛門	大	天保 11
高嶋仁兵衛 (仲買惣代)		嘉永 1	藤田助右衛門	大	弘化 4
高嶋仁兵衛 (仲買惣代)		嘉永 1	藤田助三郎 (仲買惣代)		嘉永 1
高嶋仁兵衛 (仲買惣代)		嘉永 1	藤田助三郎 (仲買惣代)		嘉永 1
高嶋仁兵衛 (仲買惣代)		弘化 4	藤田祐右衛門 (仲買惣代)	須加	嘉永 1
妻鹿五郎兵衛	上	弘化 4	俵屋伊左衛門	安田	天保 11
妻鹿五郎兵衛 (仲買惣代)		嘉永 1	俵屋猪左衛門	安田	弘化 4
妻鹿五郎兵衛 (仲買惣代)		嘉永 1	俵屋猪左衛門		嘉永 1
妻鹿五郎兵衛 (仲買惣代)		嘉永 1	名田屋五郎兵衛	上	天保 11
妻鹿五郎兵衛 (仲買惣代)		弘化 4	名田屋五郎兵衛		嘉永 1
松屋七三郎		嘉永 1	名田屋次兵衛	上	天保 11
松屋七三郎	宮	弘化 4	名田屋次兵衛		嘉永 1
松屋七三郎	宮	天保 11	明石屋庄兵衛		嘉永 1
松屋庄兵衛	宮	天保 11			

体となつて行動している点に注目する必要がある。さらにこの一体化を具体的に示しているのが前の嘉永元年（一八四八）十月の1〜9に記した定である。これは「干鯛問屋仲買一統申合いたし」たうえでの定であるが、連名者は問屋職十名（後に五名が脱退）、仲買十四名に加えて、御掛り大年寄二名、市役二名、肝煎六名、計三四名である。ここで注意しておく点の第一は問屋・仲買の口銭によつて会所の経費と市役の給料を賄っていること。第二は問屋・仲買の株仲間組織として戎講を結成していること。第三は問屋・仲買の中から肝煎二人と月行事二人を選び、彼等によつて問屋・仲買組織を運営するのだが、もし何か困難な事態が発生した場合は御掛り大年寄衆へ申し出るようになってゐることである。飾万津市場での入船商いは問屋と仲買のそれぞれの組織が共同で市場の運営に当たると同時に大年寄という町組織の長がこれを保証する体制をとりながら行われていたのである。従つてこうした「飾万津入船干鯛市売御差留二相成候」では「問屋職・仲買共ハ勿論町中又々衰微仕候様相成」と表現されるようになるのである。逆に言えばこうした職縁と地縁のそれぞれの組織の共同による積極的な市場運営が飾万津の発展につながつていったと考えられる。この点において最も象徴的な出来事が次節で述べる湛保（船繋場）の築造なのである。

一一 飾万津の湛保の築造と干鯛の流通

姫路藩は四湊を領有していた。すなわち第一次榊原時代（十七世紀半ば）の記録である「嗣封録」¹⁰²によると「飾万津湊浅シ、高砂湊浅シ、室津湊深シ但塩ノ満干之構無御座候、家嶋湊、室津同前」とあり、飾万津と高砂の両湊は浅瀬だが、これに対して室津と家嶋のそれは水深のある良港であつた。弘化四年（一八四七）十一月二日の争論関係文書によつても飾万津川口は中古より浅瀬のために諸入船が手薄であり、そのため町中一統が衰微したとしている。そのため文化・文政期（十九世紀前半）頃から川口の水尾浚を頻繁に実施した¹⁰³。さらに弘化三年から翌年にかけて

て、前に掲げた「飾万津町略図」に示されているように飾万津の入り口に湛保を築造し、北前船や西国船が飾万津への停泊を容易にしたのである^㉔。これは姫路藩の援助のもとで干鯛問屋藤田祐右衛門が中心となつて着工し、堤の高さ三間、東西六〇間、南北八三間、水深満潮時二間、干潮時でも一間はあつた^㉕。このため従来飾万津の奥深き東堀海岸の船着場等に着けざるを得なかつた諸国の廻船は、飾万津の入口にあるこの湛保に船繋ぎが可能となり、そのため飾万津は俄かに活況を呈するようになったという^㉖。その工費については橋本政次氏の銀六〇〇貫説と籠谷次郎氏の銀二七〇貫前後説に分かれている。また弘化三年（一八四六）四月三日付けの「湛保積り直シ」^㉗には合銀八拾壹貫七百拾九匁六分とある。また弘化四年の争論関係文書には

昨午年（弘化三年）湛保再普請仕度段御願奉申上候処、願之通被 仰付町中一統より多分出銀仕、其上御拝借銀并御高張御燈灯（御三家や門跡寺院等の名目貸付銀借用のこと）等御願奉申上厚思召を以願之通被 仰付町中一同難有湛保掘浚ニ取掛候処、大数之入用ニ而無拠他借等仕普請成就仕候ニ付御願奉申上候処、御見分被成下置蒙

御蔭諸国江間へも宜日々入船弥増候而飾万津一同繁栄ニ相移候義偏 御上様奉蒙御厚恩重々難有仕合奉存候

とあり、工費については姫路藩や名目銀からの拝借銀も含めて考えねばならず、今後の検討課題である。その他、この史料で注目すべきことは、飾万津が藩権力に頼りながらも町中一丸となつて湛保構築に取り組んだ結果、飾万津の入船増加に伴う繁栄をもたらしたことである。つまり飾万津は干鯛等の商品流通の展開に対して積極的に対応した。この点は後述する室津のそれとは決定的に異なっており、その後のそれぞれの湊の方向性を規定することになる。

以上のような湛保の築造によつて飾万津町の問屋・仲買の商取引はそれ以前にも増して活発になる。幕末期の嶋屋（表2の高嶋仁兵衛。「飾万津町略図」にみえる嶋屋）は、一方では北海道産の鯡魚肥を兵庫の瓜屋をはじめとする荷受問屋から、また他方では飾万津の亀屋（岡上家）や魚屋（同じく岡上家）を通して白砂糖・菜種や素麺等をそれぞれ買入れ、これらを飾万津周辺の姫路藩領村へ盛んに販売している^㉘。また表1にみえる干鯛問屋岡上彦大夫が同仲

買高嶋仁兵衛（表2参照）宛に差し出した次の二通の干鰯類預かり手形^㉔をみれば、こうした動向は弘化三年の干鰯商い争論の發生以前からすでに存在していたことがわかる。

① 覚

一、字和粕八拾九俵也、尤諸難存不申候、右之通拙者

土蔵江入置^㉕ニ預り申候、然ル上は何時ニ而も此

手形ニ引替相渡し可申候、已上

天保十五甲辰年（一八四四）九月

高嶋仁兵衛殿

岡上彦大夫^㉖

② 覚

一、佐伯統干鰯六拾九俵也、但シ鼠喰火難不存候、右

之通（以下①の文章と同じ）

弘化三丙午（一八四六）十二月

高嶋仁兵衛殿

岡上彦大夫^㉖

以上二通の史料は、飾万津の干鰯問屋岡上彦大夫が字和および佐伯の両地方の荷主から送られてきた鰯粕や干鰯を預かって自らの土蔵に保管し、仲買の高嶋仁兵衛へその受け取りを指示したものである。この他にも右と同様に松前鰯粕とか佐伯中羽といった肥料の預かり手形もある。これらは羽鍊等と共に綿花栽培の重要な肥料であったというから^㉗、おそらく姫路綿栽培の肥料として買入れられたものであろう。

以上のように飾万津での干鰯取引は澁保の築造以前から行われており、すでに干鰯売買に関する室津の特権は崩れていた。それが澁保の築造によってますます促進されることになるので前節で述べたような干鰯商い争論を生むのである。従って室津の問屋達も飾万津の澁保の築造に関して危機感を抱いていたことが弘化四年十一月七日付けの次の争論関係文書によって窺える。

室津問屋共申候は澁保普請等被致候へハ已前ニ掛合も可有筈、無其儀元来於飾万津ニ干鰯市売等不相成処、大目二見免シ置候へハ追々及増長候故室津増々衰微いたし候

この文書に端的に表現されているように、本来干鰯の市売りは室津の特権であり、従って仮に飾万津の入り口に澁保（船繫場）等を築造して干鰯取引等をするならば、予め室津に掛合うべきである。大目にみていけば飾万津はますます増長し、その結果、室津は衰微していくと憤慨している。ここでは室津の干鰯市売りに対する特権意識が露にされており、前述したような飾万津の澁保築造のような商品流通の発展に対応する積極的な対策はみえない。室津がこの節の冒頭で示した「室津湊深し」という「天然の良港」²⁰という条件に安住している限り、飾万津のように積極的な湊の改良策をとるところには遅れを取らざるを得ず、結局江戸時代後期にはわびしい港町と化さざるをえなくなるのである²¹。

おわりに

播州姫路藩では積年の藩債の償還等の意図のもとに文化期から天保期（十九世紀前半）にかけて藩政改革を計画し、その一環として姫路木綿の専売制度を実施した²²。この木綿の原料である綿の栽培に欠かせない肥料が羽練や干鰯であった。従って姫路藩領内では松前や佐伯（現、大分市）地方産のそれらを大量に移入する必要があった。このために姫路藩も飾万津の澁保構築には協力的であった。こうした政治や経済の動向に対応する施設の建設が近世後期における湊町の発展の大きな要因であったと考える。

注

- (1) 吉田伸之「日本近世の巨大都市と市場社会」、『歴史学研究』六二二号。同「巨大城下町―江戸」(岩波講座『日本通史』第十五卷)。塚田 孝「身分制の構造」(岩波講座『日本通史』第十二卷)。
- (2) 今井修平「幕末・維新期の町と仲間」(『日本都市史入門』Ⅱ町、東大出版会、一九九〇年)。

- (3) 原 直史『日本近世の地域と流通』第三部第二章（山川出版社、一九九六年）。
- (4) 湊町のこうした側面として十三湊の小廻し体制の成立を考察された長谷川成一『近世国家と東北大名』第三部第二章（吉川弘文館、一九九八年）は興味深く参考になる。
- (5) 姫路市飾磨区の藤田浩章家蔵文書。なおこの文書は姫路市史編集室が収集したものを利用させていただいた。近刊予定の『姫路市史』第十一巻下に全文掲載の予定。
- (6) 室津における干鯛取引の事実については、秋山桓士『播州室津港の研究』（自費出版）十六ページ参照。さらに室津本陣薩摩屋高島家の文書の中で同家は「干鯛荷物船々積登問屋商売仕、口銭取抔仕申候」（寛延四年六月）とあり、また巳年十一月十一日付けの肥前嶋原万町升屋作兵衛から薩摩屋孫九郎に宛てた干鯛一五五俵の送り状も遺っており（いずれも御津町史編集室所蔵の写真版による。その閲覧を許可して下さった同編集室に感謝したい）、これらによって室津の干鯛商いを裏付けることができる。
- (7) 文化元年（一八〇四）に著されたと思われる『播州名所巡覧図絵』（柳原書店、一九七四年）中の挿図「鰯問津」には大型帆船が飾万津へ入津した時の様子が描かれている。なお濳保の構築は文政四年（一八二二）ころから計画され、弘化三年（一八四六）に合計銀二七〇貫前後の工事費をもって完成したという（籠谷次郎「播州飾万津における濳保（入渠）の構築について」『兵庫史学』十一号）。とすれば室津との干鯛入船商い争論は、主としてこの濳保構築の翌年から開始されたことになり、濳保構築の影響が大きかったことを推測させる。
- (8) この会所の性格は不明だが、いわゆる町会所ではなく、姫路藩が設けた室津交易会所のことではないかと思う（『兵庫県飾磨郡誌』一〇七ページ参照）。
- (9) 干鯛市場の場所は明確ではないが、魚市場の場合は、寛文七年（一六六七）にそれまで魚問屋四軒のそれぞれ門前にあったものが、川口番所の隣りに一ヶ所にまとめられたという（藤木喜一郎「飾万津に於ける魚問屋の成立に就て」『関西学院大学文学部記念論文集』一九五四年）。魚問屋と干鯛問屋は兼ねている場合が多いので（表1参照）、おそらく干鯛市場も同一の場所ではなかったかと推測される。
- (10) 問屋による売場の所有については注(1)に記した吉田伸之氏の『歴史学研究』六一二号を、また干鯛場を例にした市売買の実態については注(3)に記した原 直史氏の著書を、それぞれ参照。
- (11) 問屋の規定については注(1)に記した塚田 孝氏の論文による。

- (12) 『姫路市史』第十卷一三二六ページに収録。
- (13) 文化・文政期の水尾浚についてはその関係文書も若干存在するが、これらも近刊予定の『姫路市史』第十一巻下に収録されるので、ここでは立ち入らない。
- (14) 湛保の構築を姫路藩の木綿専売と関連させて理解した研究に注(7)に記した籠谷次郎氏の論文がある。
- (15) 注(8)に記した『兵庫県飾磨郡誌』参照。
- (16) 橋本政次『姫路城史』中巻(名著出版、一九八二)八三三ページ。
- (17) 姫路市、藤田浩章家蔵文書。『姫路市史』第十一巻下に収録の予定。
- (18) 拙著『譜代藩城下町姫路の研究』(清文堂、一九九七年)四六〇四九ページ。
- (19) 姫路市、高嶋隆三郎家蔵文書。
- (20) 『江差町史』第五卷(江差町、一九八二年)四九八ページ。
- (21) 秋山桓士『近世播州室津港の銀元制度』(自費出版)七九ページ。
- (22) 魚澄惣五郎『近世における播磨の室津』(『兵庫史学』第十五号)。
- (23) 西向宏介「幕末期藩専売制の変容過程と市場的条件」(『日本史研究』三九七号)。

— 文学部教授 —